

目 次

令和7年9月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第49号	箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第50号	箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第51号	箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第52号	箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第53号	令和7年度箱根町一般会計補正予算（第2号）
6	議案第54号	令和7年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
7	議案第55号	令和7年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
8	議案第56号	令和7年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
9	議案第57号	令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
10	議案第58号	令和6年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
11	議案第59号	令和6年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
12	議案第60号	工事請負契約の締結について
13	議案第61号	工事請負契約の締結について
14	議案第62号	工事請負契約の一部変更について
15	議案第63号	工事請負契約の一部変更について
16	議案第64号	教育委員会委員の任命について
17	議案第65号	温泉財産区管理会の財産区管理委員の選任について

NO	議案番号	件 名
18	議 案 第 66 号	宮城野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
19	議 案 第 67 号	仙石原財産区管理会の財産区管理委員の選任について
20	議 案 第 68 号	蛸川財産区管理会の財産区管理委員の選任について
21	議 案 第 69 号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 49 号

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

地方公共団体における情報システムの標準化に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年箱根町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

機関	事務
町長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和 44 年神奈川県条例第 9 号)による市町村経由事務であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの
	住登外者宛名番号管理機能(町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって町長が指定するもの
教育委員会	箱根町育英奨学金条例(平成 11 年箱根町条例第 4 号)による奨学金、入学資金及び修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金、入学資金及び修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
町 長	箱根町重度障害者医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報であって町長が指定するもの
		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって町長が指定するもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって町長が指定するもの
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による市町村経由事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	箱根町小児医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
		地方税関係情報であって町長が指定するもの
		国民健康保険給付関係情報であって町長が指定するもの
		住登外者宛名情報であって町長が指定するもの
	箱根町ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
		地方税関係情報であって町長が指定するもの

		国民健康保険給付関係情報であって町長が指定するもの
		住登外者宛名情報であって町長が指定するもの

別表第 3(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	箱根町育英奨学金条例による奨学金、入学資金及び修学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			箱根町印鑑条例(昭和 58 年箱根町条例第 1 号)による印鑑に関する情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	箱根町育英奨学金条例による奨学金、入学資金及び修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			戸籍関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

			児童扶養手当法(昭和 36 年 法律第 238 号)による手当 の支給に関する情報であつ て規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であつて 規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間
及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間及び休暇等
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正
等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するも
のである。

箱根町職員の育児休業等に関する条例及び箱根町職員の勤務時間
及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年箱根町条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た額

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院をしたこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、箱根町職員の育児休業等に関する条例第21条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 箱根町職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 第18条中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の育児休業等に関する条例第20条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 2 条の規定による改正後の箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第17条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 51 号

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部が改正され、選挙運動用ビラの作成等の公費負担限度額の引き上げが行われたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和３年箱根町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の第８条及び第１１条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 52 号

箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年箱根町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

令和7年度箱根町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度箱根町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,255,358千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年8月26日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
45 国庫支出金		917,862	1,598	919,460
	10 国庫補助金	680,194	741	680,935
	15 国庫委託金	2,807	857	3,664
50 県支出金		517,890	2,783	520,673
	10 県補助金	316,884	2,783	319,667
65 繰入金		1,182,173	41,743	1,223,916
	5 基金繰入金	1,167,173	41,743	1,208,916
70 繰越金		100,000	290,301	390,301
	5 繰越金	100,000	290,301	390,301
75 諸収入		170,652	△341	170,311
	25 雑入	96,811	△341	96,470
80 町債		1,261,700	71,100	1,332,800
	5 町債	1,261,700	71,100	1,332,800
歳 入 合 計		12,848,174	407,184	13,255,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 総務費		2,468,239	364,572	2,832,811
	5 総務管理費	2,159,337	357,753	2,517,090
	10 徴税費	156,085	5,962	162,047
	15 戸籍住民基本台帳費	88,868	857	89,725
20 衛生費		3,245,395	19,579	3,264,974
	5 保健衛生費	434,106	19,579	453,685
30 観光費		790,913	2,799	793,712
	5 観光費	790,913	2,799	793,712
45 教育費		1,173,778	20,234	1,194,012
	10 小学校費	233,199	18,000	251,199
	15 中学校費	107,044	2,234	109,278
歳 出 合 計		12,848,174	407,184	13,255,358

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	庁施設整備事業等	千円 117,700	令和6年度	千円 82,390	千円 178,101	令和6年度	千円 82,390
				令和7年度	35,310		令和7年度	95,711
45 教育費	10 小学校費	学長事 校寿 施設 命 設 化 業	千円 1,789,000	令和5年度	1,232,000	千円 1,807,000	令和5年度	1,232,000
				令和6年度	557,000		令和6年度	557,000
				令和7年度	0		令和7年度	18,000

第3表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電 話 機 借 上 (令和7年度設置分)	令 和 7 年 度	(予算計上額 8 9 6) 千円	令 和 7 年 度	(予算計上額 6 8 1) 千円
	令 和 8 年 度	1, 0 4 9	令 和 8 年 度	6 8 1
	令 和 9 年 度	1, 0 4 9	令 和 9 年 度	6 8 1
	令和10年度	1, 0 4 9	令和10年度	6 8 1
	令和11年度	1, 0 4 9	令和11年度	6 8 1
	令和12年度	8 3 4	令和12年度	6 8 1
	計	5, 0 3 0	計	3, 4 0 5

第4表 地方債補正

(追加)

起債の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学 校 施 設 長 寿 命 化 事 業	千円 16,800	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し て借り入 れること ができる。	6. 0 % 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 通条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者との融 通条件によ る。 ただし、 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、ま たは、繰り 上げ償還も しくは低利 債に借り換 えることが できる。

(変更)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学 校 施 設 長 寿 命 化 事 業	千円 41,000	証書借入 または、 証券発行 事業の 進捗その 他の都合 により、 起債前借 または、 翌年度に 繰り越し て借り入 れること ができる。	6. 0 % 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 通条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者との融 通条件によ る。 ただし、 町財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、ま たは、繰り 上げ償還も しくは低利 債に借り換 えることが できる。	95,300	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	917,862	1,598	919,460
50 県支出金	517,890	2,783	520,673
65 繰入金	1,182,173	41,743	1,223,916
70 繰越金	100,000	290,301	390,301
75 諸収入	170,652	△341	170,311
80 町債	1,261,700	71,100	1,332,800
歳入合計	12,848,174	407,184	13,255,358

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,468,239	364,572	2,832,811	1,598	54,300	0	308,674
20 衛生費	3,245,395	19,579	3,264,974	0	0	0	19,579
30 観光費	790,913	2,799	793,712	0	0	0	2,799
45 教育費	1,173,778	20,234	1,194,012	2,783	16,800	△341	992
歳 出 合 計	12,848,174	407,184	13,255,358	4,381	71,100	△341	332,044

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	917,862	1,598	919,460
	10	国庫補助金	680,194	741	680,935
		15 民生費国庫補助金	42,807	741	43,548
	15	国庫委託金	2,807	857	3,664
		10 総務費国庫委託金	649	857	1,506
50		県支出金	517,890	2,783	520,673
	10	県補助金	316,884	2,783	319,667
		27 教育費県補助金	16,966	2,783	19,749
65		繰入金	1,182,173	41,743	1,223,916
	5	基金繰入金	1,167,173	41,743	1,208,916
		5 財政調整基金繰入金	1,158,621	41,743	1,200,364
70		繰越金	100,000	290,301	390,301
	5	繰越金	100,000	290,301	390,301
		5 繰越金	100,000	290,301	390,301
75		諸収入	170,652	△341	170,311
	25	雑入	96,811	△341	96,470
		10 雑入	96,689	△341	96,348
80		町債	1,261,700	71,100	1,332,800
	5	町債	1,261,700	71,100	1,332,800
		10 総務債	51,200	54,300	105,500
		45 教育債	78,200	16,800	95,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 児童福祉費国庫補助金	741	子ども・子育て支援事業費国庫補助金 妊婦のための支援給付事業費国庫補助金	180 561
15 戸籍住民基本台帳費国庫委託金	857	中長期在留者住居地届出等事務委託費 国庫委託金追加	857
15 中学校費県補助金	2,783	市町村立学校働き方改革加速化県補助金	2,783
5 財政調整基金繰入金	41,743	財政調整基金繰入金追加	41,743
5 前年度繰越金	290,301	前年度繰越金追加	290,301
40 教育費雑入	△341	公財神奈川県市町村振興協会助成金更正減	△341
5 総務管理債	54,300	庁舎施設等整備事業債追加	54,300
5 小学校債	16,800	学校施設長寿命化事業債	16,800

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		総務費	2, 468, 239	364, 572	2, 832, 811	1, 598	54, 300		308, 674
	5	総務管理費	2, 159, 337	357, 753	2, 517, 090	741	54, 300		302, 712
		15 電子計算管理費	298, 791	1, 051	299, 842	741			310
		30 財産管理費	140, 510	60, 401	200, 911		54, 300		6, 101
		70 諸費	10, 035	6, 000	16, 035				6, 000
		75 財政調整基金費	50, 000	290, 301	340, 301				290, 301
	10	徴税費	156, 085	5, 962	162, 047				5, 962
		10 賦課徴収費	15, 094	5, 962	21, 056				5, 962
	15	戸籍住民基本台帳費	88, 868	857	89, 725	857			
		5 戸籍住民基本台帳費	88, 868	857	89, 725	857			

20		衛生費	3,245,395	19,579	3,264,974				19,579
	5	保健衛生費	434,106	19,579	453,685				19,579
	10	予防費	32,757	19,579	52,336				19,579

30		観光費	790,913	2,799	793,712				2,799
	5	観光費	790,913	2,799	793,712				2,799
	10	観光振興費	197,553	1,500	199,053				1,500
	15	観光施設費	111,202	1,299	112,501				1,299

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	1,051	○電子計算処理推進事業追加・財源内訳更正 18 負担金追加 1,051 1,051
12 委託料	1,485	○庁舎施設等整備事業追加 12 委託料追加 60,401 1,485
14 工事請負費	58,916	14 工事請負費追加 58,916
22 償還金利子 及び割引料	6,000	○経常経費追加 22 過年度過誤納還付金追加 6,000 6,000
24 積立金	290,301	○経常経費追加 24 財政調整基金積立金追加 290,301 290,301
12 委託料	5,962	○経常経費追加 12 標準宅地選定等業務委託料 5,962 5,962
17 備品購入費	857	○経常経費追加 17 庁用器具費 857 857

10 需用費	26	○経常経費追加 10 印刷製本費追加 19,579 26
12 委託料	19,553	12 予防接種委託料追加 19,553

18 負担金補助 及び交付金	1,500	○誘客宣伝事業追加 18 補助金追加 1,500 1,500
10 需用費	498	○経常経費追加 10 光熱水費追加 1,299 498
12 委託料	801	12 設備等保守管理委託料追加 154 12 警備委託料追加 176 12 測量等委託料 471

45 教育費 10 小学校費 5 小学校管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
45		教育費	1, 173, 778	20, 234	1, 194, 012	2, 783	16, 800	△341	992
	10	小学校費	233, 199	18, 000	251, 199		16, 800		1, 200
		5 小学校管理費	227, 316	18, 000	245, 316		16, 800		1, 200
	15	中学校費	107, 044	2, 234	109, 278	2, 783		△341	△208
		5 中学校管理費	76, 935	2, 234	79, 169	2, 783		△341	△208

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	18,000	○学校施設長寿命化事業 14 工事請負費
12 委託料	682	○経常経費追加・更正減 13 事務機器借上料更正減
13 使用料及び 賃借料	△208	17 施設管理用備品購入費 ○ I C T活用教育推進事業追加
17 備品購入費	1,760	12 委託料追加

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国 県支出金	地方債	その他								
10 総務費	05 総務管理費	庁舎等施設整備事業	6	82,390	0	81,500	0	890	0	82,390	0	82,390	0	46.3	
			7	補正前	35,310	0	31,700	0	3,610	0	0	35,310	35,310	0	30.0
				補正額	60,401	0	54,300	0	6,101	0	0	60,401	60,401	0	23.7
				補正後	95,711	0	86,000	0	9,711	0	0	95,711	95,711	0	53.7
			計	補正前	117,700	0	113,200	0	4,500	0	82,390	35,310	117,700	0	76.3
				補正額	60,401	0	54,300	0	6,101	0	0	60,401	60,401	0	23.7
				補正後	178,101	0	167,500	0	10,601	0	82,390	95,711	178,101	0	100.0
45 教育費	10 小学校費	学校施設長寿化事業	5	1,232,000	253,610	977,900	0	490	0	1,232,000	0	1,232,000	0	68.2	
			6	557,000	81,055	474,800	0	1,145	0	0	557,000	557,000	0	30.8	
			7	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
				補正額	18,000	0	16,800	0	1,200	0	0	18,000	18,000	0	1.0
				補正後	18,000	0	16,800	0	1,200	0	0	18,000	18,000	0	1.0
			計	補正前	1,789,000	334,665	1,452,700	0	1,635	0	1,232,000	557,000	1,789,000	0	99.0
				補正額	18,000	0	16,800	0	1,200	0	0	18,000	18,000	0	1.0
				補正後	1,807,000	334,665	1,469,500	0	2,835	0	1,232,000	575,000	1,807,000	0	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
							国 県 支出金	地方債	その他	
電 話 機 借 上 （ 令 和 7 年 度 設 置 分 ）	補 正 前	5,030			令和7年度 ～ 令和12年度	5,030	0	0	0	5,030
電 話 機 借 上 （ 令 和 7 年 度 設 置 分 ）	補 正 額	△ 1,625				△ 1,625	0	0	0	△ 1,625
電 話 機 借 上 （ 令 和 7 年 度 設 置 分 ）	補 正 後 の 額	3,405			令和7年度 ～ 令和12年度	3,405	0	0	0	3,405

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普 通 債	補正前の額	6,072,657	7,502,610	1,261,700	643,699	8,120,611
	補 正 額	0	0	71,100	0	71,100
	補正後の額	6,072,657	7,502,610	1,332,800	643,699	8,191,711
2. 教 育	補正前の額	2,574,820	3,806,508	78,200	222,686	3,662,022
	補 正 額	0	0	16,800	0	16,800
	補正後の額	2,574,820	3,806,508	95,000	222,686	3,678,822
10. 総 務	補正前の額	627,379	645,061	51,200	108,521	587,740
	補 正 額	0	0	54,300	0	54,300
	補正後の額	627,379	645,061	105,500	108,521	642,040
合 計	補正前の額	6,794,100	8,058,192	1,261,700	785,700	8,534,192
	補 正 額	0	0	71,100	0	71,100
	補正後の額	6,794,100	8,058,192	1,332,800	785,700	8,605,292

議案第 54 号

令和 7 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,028 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,164,028 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		0	1,028	1,028
	10 国庫補助金	0	1,028	1,028
歳 入 合 計		1,163,000	1,028	1,164,028

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 総務費		81,334	1,028	82,362
	5 総務管理費	77,222	1,028	78,250
歳 出		1,163,000	1,028	1,164,028

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	0	1,028	1,028
歳入合計	1,163,000	1,028	1,164,028

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	81,334	1,028	82,362	1,028	0	0	0
歳 出 合 計	1,163,000	1,028	1,164,028	1,028	0	0	0

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	0	1,028	1,028
	10	国庫補助金	0	1,028	1,028
		45 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	0	1,028	1,028

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	1,028	子ども・子育て支援事業費国庫補助金	1,028

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5		総務費	81,334	1,028	82,362	1,028			
	5	総務管理費	77,222	1,028	78,250	1,028			
	5	一般管理費	77,037	1,028	78,065	1,028			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	1,028	○一般管理費追加 18 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加
		1,028 1,028

議案第 55 号

令和 7 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 443,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 国庫支出金		0	2,524	2,524
	5 国庫補助金	0	2,524	2,524
20 繰越金		65	32,476	32,541
	5 繰越金	65	32,476	32,541
歳 入	合 計	408,000	35,000	443,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 総務費		2, 593	2, 524	5, 117
	5 総務管理費	503	2, 524	3, 027
10 後期高齢者医療 広域連合納付金		403, 401	32, 476	435, 877
	5 後期高齢者医療 広域連合納付金	403, 401	32, 476	435, 877
歳 出	合 計	408, 000	35, 000	443, 000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 国庫支出金	0	2,524	2,524
20 繰越金	65	32,476	32,541
歳入合計	408,000	35,000	443,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	2,593	2,524	5,117	2,524	0	0	0
10 後期高齢者医療広域連合納付金	403,401	32,476	435,877	0	0	0	32,476
歳 出 合 計	408,000	35,000	443,000	2,524	0	0	32,476

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
11		国庫支出金	0	2, 524	2, 524
	5	国庫補助金	0	2, 524	2, 524
		5 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	0	2, 524	2, 524

20		繰越金	65	32, 476	32, 541
	5	繰越金	65	32, 476	32, 541
		5 繰越金	65	32, 476	32, 541

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	2,524	子ども・子育て支援事業費国庫補助金	2,524

5 前年度繰越金	32,476	前年度繰越金追加	32,476

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
5		総務費	2,593	2,524	5,117	2,524		
	5	総務管理費	503	2,524	3,027	2,524		
		5 一般管理費	503	2,524	3,027	2,524		

10		後期高齢者 医療広域連 合納付金	403,401	32,476	435,877				32,476
	5	後期高齢者 医療広域連 合納付金	403,401	32,476	435,877				32,476
		5 後期高齢者 医療広域連 合納付金	403,401	32,476	435,877				32,476

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	2,524	○一般管理費追加 2,524 18 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加 2,524

18 負担金補助 及び交付金	32,476	○後期高齢者医療広域連合納付金追加 32,476 18 前年度精算分保険料等負担金 32,476

議案第 56 号

令和 7 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,150 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,502,150 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
50 繰越金		21, 313	17, 150	38, 463
	5 繰越金	21, 313	17, 150	38, 463
歳 入	合 計	1, 485, 000	17, 150	1, 502, 150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
25 諸支出金		1, 005	17, 150	18, 155
	5 償還金及び還付加算金	1, 005	17, 150	18, 155
歳 出 合 計		1, 485, 000	17, 150	1, 502, 150

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 繰越金	21,313	17,150	38,463
歳入合計	1,485,000	17,150	1,502,150

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 諸支出金	1,005	17,150	18,155	0	0	0	17,150
歳 出 合 計	1,485,000	17,150	1,502,150	0	0	0	17,150

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
50		繰越金	21, 313	17, 150	38, 463
	5	繰越金	21, 313	17, 150	38, 463
		5 繰越金	21, 313	17, 150	38, 463

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 前年度繰越金	17, 150	前年度繰越金追加 17, 150

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
25		諸支出金	1, 005	17, 150	18, 155				17, 150
	5	償還金及び 還付加算金	1, 005	17, 150	18, 155				17, 150
		5 第 1 号被保 険者保険料 還付金	1, 000	17, 150	18, 150				17, 150

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子 及び割引料	17,150	○第1号被保険者保険料還付金追加 17,150 22 国庫負担金等過年度還付金 8,441 22 社会保険診療報酬支払基金交付金過年度還付金 7,693 22 県負担金等過年度還付金 1,016

令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額362,538千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額373,418千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,861千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,519千円」に、「当年度分損益勘定留保資金259,597千円」を「当年度分損益勘定留保資金259,319千円」に、「建設改良積立金処分類34,080千円」を「建設改良積立金処分類41,580千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,107,342千円	△10,880千円	1,096,462千円
第1項 企業債	720,100千円	59,200千円	779,300千円
第3項 国庫補助金	333,430千円	△70,080千円	263,350千円

（企業債）

第3条 予算書第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 403,100	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者との融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	千円 462,300	補正前に同じ		

令和7年8月26日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和7年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本的收入		1,107,342	△ 10,880	1,096,462
	1 企業債		720,100	59,200	779,300
		1 建設改良債	720,100	59,200	779,300
	2 他会計補助金		53,812	0	53,812
		1 他会計補助金	53,812	0	53,812
	3 国庫補助金		333,430	△ 70,080	263,350
		1 国庫補助金	333,430	△ 70,080	263,350
(当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額)			68,861	3,658	72,519
(過年度分損益勘定留保資金)			0	0	0
(当年度分損益勘定留保資金)			259,597	△ 278	259,319
(建設改良積立金処分額)			34,080	7,500	41,580
資本の支出財源計			1,469,880	0	1,469,880

支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		1,469,880	0	1,469,880
	1 建設改良費		1,117,009	0	1,117,009
		1 管路施設建設改良費	120,774	0	120,774
		2 処理場建設改良費	106,450	0	106,450
		3 ポンプ場建設改良費	572,500	0	572,500
		4 流域下水道建設負担金	317,285	0	317,285
	2 企業債償還金		351,071	0	351,071
		1 企業債償還金	351,071	0	351,071
	3 長期貸付金		800	0	800
		1 排水設備設置等貸付金	800	0	800
	4 予備費		1,000	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	1,000

備	考

備	考

令和7年度 箱根町公共下水道事業

予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位：千円)
	当年度純利益	△ 13,744
	減価償却費	701,279
	資産減耗費	10,000
	長期前受金戻入	△ 451,989
	未収金の増減	△ 165,142
	貸倒引当金の増減	419
	未払金の増減	49,050
	賞与引当金の増減	1,298
	支払利息	57,675
	小計	188,846
	支払利息	△ 57,675
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>131,171</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 729,404
	無形固定資産の取得による支出	△ 288,441
	国庫補助金等による収入	240,441
	一般会計からの補助金による収入	50,076
	貸付金の支出	△ 800
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 728,128</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	779,300
	企業債償還の支出	△ 351,071
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>428,229</u>
	<u>資金増加額（又は減少額）</u>	<u>△ 168,728</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>413,895</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>245,167</u>

令和7年度 箱根町公共下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	767,197		
(2) その他営業収益	<u>164</u>	767,361	
2 営業費用			
(1) 管路施設管理費	5,983		
(2) 処理場施設管理費	389,100		
(3) ポンプ場施設管理費	107,498		
(4) 流域下水道維持管理負担金	214		
(5) 総 係 費	91,737		
(6) 減 価 償 却 費	701,279		
(7) 資産減耗費	10,000		
(8) その他営業費用	<u>91</u>	<u>1,305,902</u>	
営業損失			538,541
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	129,774		
(2) 長期前受金戻入	451,989		
(3) 雑 収 益	<u>753</u>	582,516	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	57,675		
(2) 雑 支 出	<u>45</u>	<u>57,720</u>	<u>524,796</u>
経常利益			△ 13,745
5 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			△ 13,745
前年度繰越利益剰余金			129,552
その他未処分利益剰余金変動額			41,579
当年度未処分利益剰余金			<u><u>157,386</u></u>

令和7年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土地		2,543,275	
イ 建物	1,205,383		
減価償却累計額	<u>△ 397,735</u>	807,649	
ウ 構築物	9,967,320		
減価償却累計額	<u>△ 3,309,016</u>	6,658,304	
エ 機械及び装置	4,406,930		
減価償却累計額	<u>△ 2,000,858</u>	2,406,072	
オ 工具器具及び備品	2,011		
減価償却累計額	<u>△ 1,217</u>	794	
カ 建設仮勘定		<u>98,106</u>	
有形固定資産合計			12,514,200

(2) 無形固定資産

ア 電話加入権		1,371	
イ 建設仮勘定		2,716,078	
ウ その他無形固定資産		<u>135,443</u>	
無形固定資産合計			2,852,892

(3) 投資その他の資産

ア 長期貸付金		<u>1,600</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,600</u>
固定資産合計			15,368,692

2 流動資産

(1) 現金預金			245,167
(2) 未収金			
ア 営業未収金	148,472		
イ 営業外未収金	46,237		
ウ その他の未収金	0		
貸倒引当金	<u>△ 4,405</u>	190,304	
流動資産合計			<u>435,471</u>
資産合計			<u>15,804,163</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	5,632,540	
固 定 負 債 合 計		5,632,540

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債	352,901	
(2) 未 払 金	100,334	
(3) 引 当 金	7,930	
(4) 預 り 金	540	
流 動 負 債 合 計		461,705

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		
ア 国 庫 補 助 金	5,462,143	
収 益 化 累 計 額	△ 1,852,268	3,609,875
イ 県 補 助 金	797,673	
収 益 化 累 計 額	△ 315,069	482,604
ウ 他 会 計 補 助 金	3,073,888	
収 益 化 累 計 額	△ 1,084,968	1,988,920
エ 受 贈 財 産 評 価 額	1,110,160	
収 益 化 累 計 額	△ 561,193	548,967
長 期 前 受 金 合 計		6,630,366
繰 延 収 益 合 計		6,630,366
負 債 合 計		12,724,611

資 本 の 部

6 資 本 金			727,354
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国 庫 補 助 金	13,055		
イ 県 補 助 金	594		
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686		
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減 債 積 立 金	60,000		
イ 建 設 改 良 積 立 金	73,325		
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>157,386</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>290,711</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,352,198</u>
資 本 合 計			<u>3,079,552</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>15,804,163</u></u>

議案第 58 号

令和 6 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて令和 6 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 59 号

令和 6 年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度箱根町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて令和 6 年度箱根町公共下水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

議案第 60 号

工事請負契約の締結について

次のとおり（仮称）温泉地域診療所建設事業 温泉地域診療所建設工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 913 番地

株式会社勝俣組

代表取締役 勝俣 徳彦

2 契約金額

金 182,050,000 円

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

（仮称）温泉地域診療所建設事業 温泉地域診療所建設工事について、令和 7 年 7 月 18 日に一般競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、7 月 24 日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、株式会社勝俣組が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 61 号

工事請負契約の締結について

次のとおり総合保健福祉センター整備事業 プール系統空調機器更新工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県小田原市中曽根 31-12

アソー熱工業株式会社

代表取締役 関野 功

2 契約金額

金 77,000,000 円

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

総合保健福祉センター整備事業 プール系統空調機器更新工事について、令和 7 年 7 月 18 日に一般競争入札をしたところ、アソー熱工業株式会社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 62 号

工事請負契約の一部変更について

庁舎施設等整備事業 旧観光物産館・旧消防湯本分署建物解体工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 110,770,000 円を
169,686,000 円に改める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

令和 6 年 9 月 10 日に議決を得た「庁舎施設等整備事業 旧観光物産館・旧消防湯本分署建物解体工事」に関する「議案第 71 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 63 号

工事請負契約の一部変更について

学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 1,639,000,000 円を
1,688,104,000 円に改める。

令和 7 年 8 月 26 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

令和 6 年 6 月 11 日に議決を得た「学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事」に関する「議案第 40 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

